

AGCグループグリーン調達統合ガイドライン

2020年 1月24日 改定

第4版

AGC株式会社

資材・物流部

目次

1. AGCグループのグリーン調達の方

(1) グリーン調達の定義

(2) 対象となるお取引先

(3) お取引の要件

2. 提出書類

(1) お取引に伴う提出書類、その1

(2) お取引に伴う提出書類、その2

1. AGCグループのグリーン調達の方考え方

(1) グリーン調達の定義

「AGCグループ環境基本方針」に基づき、AGCグループが調達する資源・資材、及び外注委託においてグリーン調達を以下の①並びに②と定義します。

- ① 環境負荷がより少ない原材料、部品、製品を調達すること。
- ② 環境管理システムのある工場で製造された原材料、部品、製品を調達すること。

(2) 対象となるお取引先

以下の①、②または③のお取引先が対象となります。

- ① AGCグループの製品の成分に直接影響を与える原材料、部品の製造者
- ② AGCグループの製品の成分に直接影響を与える原材料、部品の製造を外注委託するが、その外注委託先の品質管理責任を有する販売者
- ③ AGCグループの製品の製造を外注委託される製造者

(3) お取引の要件

- ① 環境に関する法規制の遵守をお願いします。
- ② AGCグループの指定する環境負荷物質の調査に対応して情報を期限以内に、正確に開示願います。
- ③ 品質管理システム、環境管理システムの認証を原則として取得、維持してください。
- ④ AGCグループの環境活動にご協力願います。

注 環境負荷物質はAGCグループの各カンパニー／SBU、各社が製品に応じて個別に規定していますので、宜しく願います。

2.提出書類

お取引にあたっては次の書類の提出を弊社から依頼させていただきます。

(1)お取引に伴う提出書類、その1 契約所管部門管理

- ① 品質管理システム、環境管理システムの認証取得状況の報告
- ② 取引に関する誓約書
誓約内容
 - a 環境関連法規制の遵守
 - b 環境に関する情報の開示
 - c 環境マネジメントシステム、品質マネジメントシステム認証取得・維持の努力
 - d AGCグループの環境活動への協力

(2)お取引に伴う提出書類、その2 カンパニー／SBU、各社管理

- ① 製品／資材に含まれる環境負荷化学物質の情報開示
- ② 同上 環境負荷化学物質の削減および代替

以上